

第四十六回

参議院社会労働委員会会議録第二十八号

昭和三十九年五月二十八日（木曜日）
午前十一時八分開会

出席者は左のとおり。

委員長 鈴木 強君
理事 鈴木 強君

鈴木 光君
高野 一夫君
藤田藤太郎君
柳岡 秋夫君
加藤 武徳君
紅露 みつ君
佐藤 芳男君
徳永 正利君
丸茂 重貞君
山本 杉君
杉山善太郎君
藤原 道子君
小平 芳平君
林 嘉内 修治君
甲吉君

政府委員
労働政務次官
労働省労政局長
事務局側
常任委員
会専門員
増本 甲吉君

本日の会議に付した案件
○理事の辞任及び補欠互選の件

○中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○委員長（鈴木強君） ただいまから開会いたします。

理事辞任の件を議題といたします。
徳永正利君から、文書をもつて、都合により理事を辞任したい旨の申し出がございましたが、これを許可するごとに御異議ございませんか。〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長（鈴木強君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
つきましては、直ちにその御欠を互選いたしたいと存じますが、互選は、投票の方法によらないで、委員長にその指名を御一任願いたいと存じます。が、御異議ございませんか。〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長（鈴木強君） 御異議ないと認めます。
それでは、理事に鈴木光君を指名いたします。

○委員長（鈴木強君） 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案を議題といたします。
質疑のある方は、どうぞ順次御発言願います。
○藤田藤太郎君 きょう労働省からも頼みました「対資本限界雇用係数表」がありますが、この点をひとつ御説明願います。

○政府委員（三治重信君） 限界雇用係数と申しますのは、現在ある資本設備に対する追加投資をした場合に、その追加投資についてどれだけの雇用が加えられるかという、その割合を限界雇用係数と申します。それは、やはり大体常識のようで、身の回り品、こういうものは、たとえば機械としてはミシンを投資すればそれが片寄っている、あるいは技術革新が相当行なわれるというふうに理解すべきではないかといふように考えます。

それで、やはり大体常識のようで、身の回り品、こういうものは、たとえば機械としてはミシンを投資すればそれが片寄っている、あるいは技術革新が相当行なわれるといふように理解すべきではないかといふように考えます。それで、やはり大体常識のようで、身の回り品、こういうものは、たとえば機械としてはミシンを投資すればそれが片寄っている、あるいは技術革新が相当行なわれるといふように理解すべきではないかといふように考えます。それで、やはり大体常識のようで、身の回り品、こういうものは、たとえば機械としてはミシンを投資すればそれが片寄っている、あるいは技術革新が相当行なわれるといふように理解すべきではないかといふように考えます。

満たされてない、三十九年度に至つては、もうトップ・メーカーでも五、六割しか満たされていないというのが現状だと私は思っています。そこで、先日から議論してきたのは、学卒と中高年造業計で三十五年で・六七五六人百万円当たり伸びる。それから、三十六年ではこれが〇・三三〇九人、これはもちろん何と申しますか、年によつて、産業によって、その投資が加えられるそれが雇用は、雇用係数の高いところの産業によけい投資されれば雇用係数があえる、その少ないところに投資されるときには少なくなる。したがつて、年ごとに相当の変化がある。したがつて、ほんとうの意味の限界雇用係数をやりますと、相当長期にわたって、しかも、技術革新といふものがそれほどない場合に初めて安定する、技術革新がいきますといふと雇用係数も低下していくと、こういふうな状況になりまして、単年度でそれを全体だといふうにはなかなかいかないわけでございます。ことに三十五年、六年といふうに、非常に変化があるところは、相当産業によつて投資が片寄っている、あるいは技術革新が相当行なわれるといふうに理解すべきではないかといふように考えます。

満たされてない、三十九年度に至つては、もうトップ・メーカーでも五、六割しか満たされていないのが現状だと私は思っています。それで、その雇用集中も三十七年度が限界としまして、三十八年度は、もはや学卒に対する雇用の殺削率が三倍、四倍になつて、三倍、四倍といいますか、四分の三分の一に求人と求職との関係がなってきたから、三十八年度は半分も

じやなしに、妻も子供もその所得保障が行なわれて社会保障が発展していく。こういう問題については、これは厚生省の関係だから、労働省はどうも無関心でおられるようなんです。たとえば厚生年金がこれだけもめていても、労働省はちょうど遠くから高見の見物をされているような感じが私はいたします。非常に残念なことだと思う。それでいて中小企業退職金をぶやすことは、そのことだけとつてみたら、それに私は理屈をつけているわけでも何でもないのです。今日この法案に対しても文句を言っているわけでも何でもない。ただ、保護助成していくところのビントがはずれていやせぬかということを私は言っているわけなんです。化学工業で五千万、八千万投資しなければ一人の就労場所ができぬような産業と、五十万、百万でそこへ収容している零細な下請加工工業のよろなところに、生産と収益との関係で、私はそういうところに初めて——零細企業、それから経営的にも困難な企業、そういうところに社会保障も十分に掛けられない企業がたくさんあります。そういう状態の中で、退職金だけ、かつこうだけで下は百円からよろしい、上は二千円だということでありなしに、一部も三割も——まあ限界があるでしょうけれども、私は、そういう気持ちでそういう零細なるところを保護してやるというのが中小企業退職金法案の立法のたてまえではないかと思つてゐる。だから、私は、これをやかましく出してくれと言つて、よう

やく出でてきたわけですかけれどもそろ
に五千万も八千万も出すようなどこ
ろの三百人の従業員といつたら、百
億、百五十億、二百億も投資して二百
人が二百五十人ぐらい雇つて生産をあ
げているこの業自身に私は文句言いま
せん。けつこうなことだと思うけれど
も、なぜそういうものをセレクション
もしないでそんなところに金を出さなか
れればならぬか、国家のとうとい血
税をつぎ込まなければならぬかとい
うところが問題だ。私は、労働大臣
に、そのことだけは、将来の方向とい
うものは明らかにしておいてもらいた
めに労働大臣に来てくれと言つて
のだが、技術的な問題として、私は、
労働省の事務当局でそういう問題を今
後どういうふままでそれじゃやつてい
くのか、ほんとうに第一点の問題は、
所得保障の年金の問題が第一に出てく
るでしょう。将来は補完措置として、
退職金の問題がこれは日本の歴史的な
ものとして残つていく。これを何も廢
止せいとかどうせいとかいう議論を私
はしてない。これ自身にも期待がある
から、その補完的なものを労働省はや
ろう、この気持ちはあるがたい気持ち
なんだ。だけれども、そのやらなければ
ならぬところの労働者の老後の保
障、老後の保護という肝心な柱が少し
抜けていやせぬか。肝心な柱といふの
は、これで実際にみんなができるよう
に保護してやるのが保護だ。そうして
もつともっと私はいま厚生年金が問題
になつてゐるような、ああいう所得保
障のところへ、皆さん方は、厚生省の
問題じやなしに、労働省の問題として
取り組んでいただかなければならぬ問
題があるのでないか、そういうところ

ろを私は問題にしているのです。だから、事務当局としての今日までのものとの考え方、作業、今後の考え方について、政務次官もおいでになりますから、私は、やはりそういう点はどうしてもいくのだとということをお考をひとつ聞かしていただきたい。こう思うのです。

○政府委員(三治重信君) 先生のいまの政策的見地と申しますか、人道的見地についての御意見は、私たちも趣旨としては同感でございます。ただ、実際の行なう上における政府の施策のきめこまかいことは必要でございますけれども、補助金の種別を、そう何と申しますか、段階的に短期のものにつけはわりあいにできますけれども、長期の部面につきますとなかなか困難だろうと思う。それはやはり産業の興廃によつて企業の規模も変わりますし、それをきめていくと、初めは百人の規模のものが、十年、三十年後にその企業は五人になるかもわからぬ、あるいは一千人の規模になるかもわからません。それではどの点で小規模とつかみ、どの点で大規模とつかみ、補助率を適用していくかといふ、こういう点で、非常に技術的な点にぶつかってきます。したがつて、現在厚生年金でも、三万人の大企業におきましても十人の小企業におきましても、補助率は一律にしているわけでございます。ほかの部面の社会保険についての政府の補助率は、非常にたくさん賃金を取つてない労働者には少ない補助金を出し、少額を出すという制度は、理屈はわりあいにまたそういう議論もいいわけで

すけれども、実際それが長期に對して計算をどこへ基準を置いていくかということになりますと、そういう規模とか賃金の額で補助金の個々人の割合、また、企業に対する種別をつけるということは、技術上非常にむずかしい問題ではないかと思います。われわれも、そういう趣旨については決して異論があるわけではないのですから、今後十分検討していきたい。しかし、現在の政府のいろいろ社会政策上とつてゐる政府の援助または義務負担といふものは、全部一律にやつておりますので、われわれとしてその線に沿つてやつていく。先生の御趣旨につきましては、今後ともわれわれは検討していくたい、こういうふうに考えております。

て、何とか下にあるのを、この社会で済の中まで圧迫を受けているという。き去りにされているところの労働者、ちょっととも救って、少しでも上げて、いこうという趣旨から出発した中小企業退職金共済法という、そのものの自然については、気持ちほりっぱなものだとは私は思うのです。それだからといってやっているものとの関係で補助金だとして、いま所得保障とか医療保障とか、そういう社会保障的な、憲法に基づいてやっているものと私はならないと思う。ここはそういう理屈じゃなしに、大きい会社には退職金がある、小さい会社には退職金がないから、何とか保障してやろうじゃないかという、ここがあたたかい事務局の努力だと私はほめるわけです。ほめるけれども、肝心のところになつたらビントがはずれていやせぬかといふこと、ちゃんとそういうところはナレクションして、きちんと皆さん方がつくるもという趣旨に合らよくなになれないかということを書いたい、そこなんです。そのところがどうも途中で、初めはよさそうだけれども、あとになるとみそもくそも一緒にになってしまうという議論が展開してくると、どうやらなぜもつと所得保障の問題で、厚生省ちょっとと待て、労働省としては、いう労働者が千七百万人も八百万人も参加をしている厚生年金の所得保障の問題で、厚生省ちよつと待て、労働省としては、

て、これじやいかぬから、産業の労働者の何でそのところにもつと力を入るのないのか。厚生年金なんといものはわしのところにもらいたい、わしのところでやるのだといくらの労働省にかまえがあつてしかるべきだと私は思う。その一律なんだという議論なら、私はそういう議論はもうやめましようじゃないか。そういうことじやなに、せつかく中小企業、零細企業の労働者の老後の生活をみようというなら、もっとそこに合つたような方法を持つてこられたらどうなのかということが私の議論の中心なんですよ。そことを皆さんも、初めの段階では趣旨は同じだといま労政局長が言われたことは、労働省の皆さん方も、そういう何とかして零細な方々の、そして経営自身に経済的な圧迫があつて困難な状態の企業の中の労働者を救つていこうといふ気持ちは、皆さんだって変わりはないないと私は思うのです。変わりはないけれども、そのこと自体を実現されるようになぜなされないのですか。

していいから、妥協は一
たのですけれども、全然こ
勵補助であって、もう最低
のだ。それ以上は将来にめ
担になるから、奨励補助は
ことはできぬといふうな方
の補助金の問題につきま
でもめて、結局手つかずの
う意味で、先生のそういう
いて、何と申しますか、中
でに至らずして予算折衝が
れが改正できなかつたとい
理解願いたいと思います。

効率者といふのは産業労働力の中で大体七〇%くらいあるのが正常だと思ふ。それが五五%やそこらにとどまつてゐるというのは、長時間労働や労使関係や就労状態といふものが近代化していない、そのことがいまのような半失業や潜在失業を生んでいるということ。ここで議論しなければならぬのです。そういうものが整理をされていかなければなりませんし、そういう指導を労働者がやらなければなりませんし、週六十時間以上働く者が千三百万人もいるということは、これは経済、貿易等、あらゆる外國との関係において非常に問題になつてゐるのであります。これは事実なんですから、そういうものが整理されてきて潜在失業、半失業というものが解消する。その失業者が顕在化していく状態の中で日本の労使関係の近代化が生まれ、日本の経済、社会が近代化すると思います。私はこういうぐあいに確信を持つております。それなら、そういう状態の中で働けない人の所得保障、家族や子供の所得保障をどうするという議論が出てくる。いまの共済年金の関係者は、何人くらいですか、三百万人ぐらいだと思います。厚生年金は千七百万人くらいあります。厚生年金は金額関係しているのは、公務員と國家機関と地方公務員と、これだけあります。これは急速度に二千万人をこえると思うのです。

に、労働省がそれをひつかまえて今後の労働者の老後の所得保障の問題は全部労働省で引き受けたといらくならいのかまさでいまの共済年金との差の問題をどう縮小していくか。老後の生活をいまの産業の労働者、あらゆるところで働いている労働者と農民も含めて所得保障をやつていろいろものが労働省のほんとうの一番大きな命題だと思う。その命題を無関心にしておいでになつて——退職金をつくるうということはけつこうです。けつこうですけれども、それが經濟、産業の一重構造の現状をなな上げしてそれが一律に中小企業退職者保護をやると矛盾が出てきます。大きなところになぜ補助金を出さなければならぬか。私は、長期というお話を出ましたけれども、民間投資もここ四、五年の間にウナギ登りに三兆、四兆の投資が行なわれています。この状態で日本の生産機関の投資といふものはコントロールされながらも、資金力の裕福なところ、化学産業とかそういうところに集中していくわけです。そういうこの今日の経済の状態を一べんに変えるといふことはできないと思うのです。たとえば日本の石油精製の二割五分から二割八分をあの東亜燃料はやつている。そこでは二千人も從業員はおらない。もつと進むと私は思うのです、化学産業は。一人一億円出さなければ一人の就労の場ができるないほど化学産業は進んでいく。これは人間の ability や科学の発展に伴なつて、当然なこれは道だと思う。そうなつていく反対に、ほんとうに困っているところもあるのです。所得保障や医療保障の問題とは違う。そういう考え方を私は持つてもらいたいと

思う。もつときめこまかく生産機関におけるその状態を考えていただかなければならぬ。五十人も使つてゐる間屋筋なら大メーカーとも太刀打ちできる間屋メーカーですよ。そんなところになぜ援助をやるのか。同じことを響糸で、どうにもならぬところとそんな大メーカーと同じ率でなぜそんな補助金を出し、税金を使わなければならぬのか。そんなことは労働省で、それは事務的には繁雑ではございましょうけれども、産業別に、工業統計でもここに出てくるわけですから、私はそんなことくらいはできるはずだと思う。たとえば労災保険でメリット制をおやりになつてきます。私はああいう方向を見て努力をしてきた一人ですけれども、ああいうやういにして実際の労働災害のメリット制というものが実現できることです。そんなら、なぜそれに応じてそのような思想でこの退職金の保護措置をお考えにならないのか。これが私のほんとうに考え方でしたときたいと思うところです。いまの労政局長の話を聞くと、そこまで議論をしないうちに終わつて予算化してしまつたというのだが、あなたのところの事務的な方向としてはそれでいいかも知れませんが、私たち立法する者として、また、国民の側からしてみたら、立法作業がおくれたら、国会の末までに整備して出したつていじりありませんか。ここは議論をひねくり回すところではない。国会は。だから問題は、その法律そのものがよければ、皆さん専門家ばかりですから、そんなに何日も議論をせぬでも法律にすることはたやすい

いことだと思つておるので。だぶら、そういうところにどうもこだわつて、法律を出した以上はなかなか変うられない、またこの議論が次の国会に延長してしまふ、そらするとうるさいから、もう修正もせぬとほうつておこうか、こういうことで法律を扱つたら私はいけないと思うのです。問題はもつと裸で社会労働委員会に投げ出されたい。どうしたらいいか、もう一ぺんあなたの方の意見を聞かせてください、政府の責任で法律をつくるにあたつて、あなたの御意見を聞かしてくださいと投げ出して聞いたらいと申す。この前の法律改正のときからの議論はいろいろありました。ありましたけれども、この一点ですよ。この法律の趣旨は何も反対いたしません。零細についてはよろしくうございます。法律をつくることはよろしい。補助金も出しますぞ、場合によつたらもつと上げてもよろしい。これは国家財政の関係だから、何割上げたらいいということは言われませんけれども、もつと零細なところは上げてもよろしい。上げるならばんとうに困つているところに上げようじやありませんか、こういう議論だけなんですよ。この法律の議論は今度で三回目です。事務的にひゅつと流れてきて、五十人だ三百人だといふことでは、私はどちらもこれは納得がなかなかしくいわけです。いま労政局長が言われたような気持ちで労働省が新たに取り組むというなら、大きな宿題として、この法案はひとつできるだけ早い機会に手直しをして、やはり国民の経済、社会生活の実態に合つたようなかつこうで法律が出てくることを私たちには期待せざるを得ないと思ってお

りますが、その肝心なところをはつきりしておいていただきたいと思うのです。きょうお出しになつた「対資本限界雇用率表」はまだ皆さんに出てないわけですけれども、こういうものでも工業統計が三十六年度しか出でないとおっしゃるけれども、通産省ももっと叱咤勉励して、去年のものくらいいは出でている、それをわれわれ社労委員はみんな知つていて、いまの産業の実態がどうなつていて、そこで働くている労働者の状態はどうなつていて、かくらいのことは社労委員全部、皆さん方がこういう資料をお配りになつて、お互に勉強をして、日本の社会実態はどうなんだとくらいいはおやりになることは、労働省としてしていただきたい、私はこう思うのです。やかましく言って、この前からちょっと言いにくいことを言いますけれども、そんなものありませんありません、せんと、ようやく三十五年と三十六年の分は出してきていただいたけれども、こんなもの一年もせぬかて、私はやろうと思つたらできるはずなんです。通産省も似たようなことをやっているからこんなことになるのじや思うけれども、もつと政治というものは実際に触れて、実態に触れた法律といふものが進んで全体が進んでいくかつこうにやっぱり努力をしていただかなればならぬのじやないかと、こう思ふわけです。だから、労働大臣が後刻おいでになつたらこの問題は明らかにしていたときますけれども、政務次官非常に御勉強されていいるということを聞いておりますから、こういう問題に

ついての御所見もひとつ聞かれておいたいと
思つたのであります。このように、まさに
これまでの話は、私も個人といたしまして、
多々ござります。このように、まさに
御指摘のとおりであらうと思うのであ
りますが、いずれにいたしましても、
今日、労働、厚生両省の所管には、分
かれていますが、広い意味の社会保
障制度と申しますか、行政のいままで
でいろいろな、何といいますか、歴
史もございまするし、今日に至りま
した経過もござります。これらをできる
だけ調整をいたしまして、一元的な行
政に近づけていく努力は今後も続けて
まいるうと思ひます。ただいま御指摘
のような低所得者の所得保障といふよ
うな面につきましても厚生省でお考え
になつてはおりますが、労働省といな
しましても、賃金研究会などで、広い
意味の賃金、退職金や、あるいは賞
与、あるいは定年制といふようなもの
を含めまして、非常に広い意味の検討
をただいま行なつておる段階でござい
ます。そういう段階を遂次至急に整備
いたしまして、いま御指摘のようない
合的なひとつ社会保障体制が確立され
ますように、前向きに今後も検討、努
力を重ねてまいりますことは私どもも
やぶさかではございません。そのよう
に努力をいたしておりますが、今日の
この法案につきましては、ただいま労
政局長から何回かお答えいたしました
とおり、現状の現段階におきまして
は、この程度の法律でまずひとつ御審
議を願い、制度としてひとつ発足をさせ
たい、こういう気持ちでございます。

ので、この辺をひとつ御了承を願いいた
いと思っております。

○藤田藤太郎君 次官の、早く法律を通せといらる氣持ちは私はわかりますけれども、私どももそこのところが私の言っているのは、やっぱり実態に応じたことを労働省でやる、研究してできるだけ実態に合つよろしくやることを約束していただければ、私はそれでいいと思うのです。法律の問題は、先ほどから私は言っておりましたように、そういうお約束をいただいてある課題として、そうしてひとつ法律は通す。私はそういう心境までいまなりつてあるところですよ。本来言えば三回目ですかね、社会党としては、社会党としてばかりじゃなしに、これは一へんひとつ出直してもらおうかといふ気持ちになるのは無理ないところだと思うのです。実際言えども、それを何とかして労働省もいろいろ御努力されておるからということなんですね。されども、私はやっぱりその点は次官、しっかりとやろうという御努力のほうはよろしくお願ひしますよ。

そこで、もう一つこれは関連してお尋ねをしておきたいのですけれども、いま厚生年金が「フラット一千円で、平均調整分が千七百円」ぐらいで、「三千七百円ぐらいですね、平均調整分が千七百円、フラットは二千円、それで、これをようやく四千円にするか五千円にするか、六千円にするかということです。其済年金から比べるとまだ半額ぐらいですが、これは共済年金と同じようやつていて、方針でだんなりつつあるわけです。其済年金から比べるとまだ半額です。議論が出てきて、ようやく平均値の人が一万円ぐらゐの所得保障というようなことにだんだんなりつつあるわけですが、これは共済年金と同じようやつていて、方針でだんなりつつあるわけ

だん進みつつあるわけです。そのところあたり、さっきから言ふように、労働省はひとつも國心を示されていない。これは残念だという話をしても申し上げていますが、定年退職の問題ですが、先日錦織で、武藤さんがあつたといふ声明を出しておやりになるということになりました。企業によつて内容は、定年制の廢止の問題について、いろいろと意見が出てきて違つてくると思いますけれども、問題は、労働者が五十五歳で首を切られて、そうして厚生年金が五十五歳から支給であつたのが六十歳になつて、五年間といふのは子供の金の出さかりで、生活にあえいでいるという現状なんです。これはもう申し上げるまでもないと私は思うのですが、それでぼちぼち定年制が延びてゐるところとか、または今度の鐘紡のようなところとか、そういうものが出てきておりますけれども、私は、労働者が五十五歳で定年制でやめることに退職金かなんか、五年間の食いつきをどうするかといふ問題があります。そういう問題から考えてきて、労働力がない人ならば、これはどうにもなりませんけれども、ほとんどの日本の労働者といふのは労働力があるわけですから、その労働力がある人が五十五歳でいいところだけについては、外国にそんなところはないですね。外国で定年制のあるようなところはないですよ。それを一番効果のいいところだけ使つて、あとはちやいしてしまうといふよくながつこうで退

職金とかこういうものが出てくるわけです。その根本をなすものは、労働力のある労働して、働けなくなつたとき国家社会が所得保障で守つてあげるという関連のその一つとして、やはり定年制の問題は重要な事項だと、私はこれと関連してそう思うのです。大きなファクターだと思うのです。どうですか、定年制の問題について研究するというお答えなんですが、倍増計画の民間部会の定年制の問題の検討、それから、定年制の将来の構想を述べられてからもう五年ぐらいになりますね。三十二年、三年をベースにして、三十六年からの倍増計画のときの前の倍増計画の、あのあそこで定年制問題に触れております。それからきて私は四、五年になると思うのですが、労働省どうですか、この労働者の定年制について何か結論を出しておられますか。

○政府委員(藤内修治君) 定年制の問題につきまして、最近鎌井が定年の延長ということを発表いたしまして以来、急速に特に関心を寄せてきておるようと思つております。確かに定年制、まあ人間の平均寿命も伸びてきておりまして、五十五歳になりましても、御承知のとおり、大体民間企業におきましては五十五歳といふ点になつております。五十五歳になりましたあとは嘱託とか、その他いろいろな名義で在籍をさしておるところもござりまするし、他に転職を奨励しておるところもございます。そういうふうなことで、一がいにすぐに職場を失つておるわけではございませんけれども、いずれにしても、定年が五十五歳というには現状では少し早過ぎると

いう声がかなり有力に起つてきております。そういう点から外國の例などをおいろいろと労働省でも調査をいたしておりますが、外國の例によりますと、大体年金であるとか恩給といふような老後の所得保障の制度がわざりあつて早く開始されるわけです。したがいまして、その早い時期にそういう保障があり、しかも、その年金なり何なりの給付率が非常にわが国の場合に比べまして高い水準にござりますので、無理に働くかなくても、もうこの辺でやめることで、非常な無理のない退職という状態が行なわれておるようであります。そういう状態から比べまして、日本の場合には、定年を延長するということ自体よりも、定年後のはずだ定年だけを延長することだけではたゞ定年制は実際には制度としてはございませんが、そういうものが並行して解決がつくかどうかというような問題もござります。さらに、日本の場合には、公務員、あるいは地方公務員といふような点の定年といいますか、定年制は実際に制度としてはございませんけれども、非常にむずかしい問題をかかえておりますので、労働省としても、具体的にどういう条件の場合にこの五十五歳の定年が延ばせる可能性が出てくるかといふことについては研究をしてまいっているわけであります。

○藤田藤太郎君 様々な名義で在籍をさしておるところもござりまするが、外國で定年制があつて定年制からあと所得保障になつてゐるお話はどうも外國は、私のとばを返すようですが、外國で定年制がいつまであるかと、どうもちょっとおこなつて、内閣全般として、公務員制度調査室といふようなものもございますので、それとも十分意見の調整をいたしました末に結論を出したいと思っております。現在の労働省の定年制の研究というものはそのような形で進められておりますが、まだしばらく時間を要

するのではないかと私は考えております。

○藤田藤太郎君 局長、何がありますか。

○政府委員(三治重信君) いま政務次官からおつしやられたとおりでございまして、労働省も、ことしに入つて早々、大臣からの下命で、事務当局で各方面の資料を集めて検討しております。ただ、これは法律でどうこう、いわゆる労働立法としてどうこうといふには見通しとしてはいかない。結局、賃金、雇用との関連でそういうことが転換できる方法を指導激励していく必要があります。そういうふうなことになるのじやないかと思います。事実、いま政務次官がおつしやられたように、大企業においては、相当定年制のあるところはその点についてやはり研究をしておる

ころがあるのか、ちょっと知らしてください。ところがあるのか、ちょっと知らないのです。そして労働力を社会に提供して、それを社会経済が発展していくと、このよろんな姿なのだと思うのです。だから、それにも人間の体力その他に限界があるから、まあこの程度まで来たら、六十歳とか六十五歳になつたら、その後はみんなやつて、働く人は働く力のないのが一般的である。しかし、企業から労働者が不足する、ことにドイツなんかから見れば、もつと残つていながらが一般的である。しかしながら、そのもう一つ裏を返せば、労働力のある者が社会で半失業や失業で遊んでいるというようなもつたいない

ことはやめようじゃないかという思想

につながつてくると、私はそう思つたから、そういう意味からいって、五十五歳に人間の限界があれば五十五歳で定年制にして、それから所得保障すればいい。六十歳まで労働力があつて社会に貢献することが、また、それが社会や経済に必要なら、そういう姿の中から見れば、もうそれで長年働くこと、この労働者不足のときにはもつと生活ができるのだから、それでとつととやつと年金がもらえて、働くかなくて生きていく。しかし、企業から見ると、この労働者不足のときにはもつと働く。年金をもらひながらでも働くから見ると、そういうふうに、労働者側やめていく。それでも、企業から見ると、この労働者不足のときにはもつと働く。年金をもらひながらでも働くこと、これが社会や労働力の不足のところは、自然の姿だ。労働力の不足のところは、なにからもそりやうものがみんなの意見の中できめられてきている。だから、定年制があるからということじゃなしに、持つてある労働力を100%社会の中に貢献してもらおうじゃないかと、いう思想じゃないか、いまの各国の進んでいる姿は、うだとうだ思つたから、六十歳といふのは少ないです。六十五歳、七歳といふのは少ないです。それまでは身に合ひ仕事を社会に提供しながら、そして限界がきたら、老後はみんな国や社会の保障で所得保障して、そして老後の人生を楽しんでも

らうといふ姿になつてゐるのがいまの外國の姿じゃないか。産業国といいますか、工業国といいますか、近代的な国家の姿じゃないか。そういうものを踏まえて定年制の問題を考えていただけないと、その角度が違つてくると少し本来の姿と変わつくるのではないかという気がしてきます。きょうはもうやめますけれども、そのところあたりが先の議論と通じてくると私は思うので、そういう点は労働省として貸金研究会その他おやりになつてゐるけれども、四年も五年もたつていままだ結論が出ていない。私は、もっとと深くこの問題をえぐつておやりになるかまえを持たれなければ、何年たつても結論が、あつちに遠慮しこつちに遠慮したら、できやせぬのではないかといふ氣がするわけです。そなたつても結論が、あつちに遠慮しこつちに遠慮したら、できやせぬのではないかといふ氣がするわけです。そなたあたりの動向を聞きたいのですけれども、鋭意研究中ということですから、これ以上は私は言いません。言いませんけれども、倍増計画で国民にあれだけの計画案を発表しながら、少しテンボがゆるいのじゃないですか。

○政府委員(三治重信君) 少し補足して御説明しますと、われわれが今まで定年制がわが国において五十五歳といふのは若過ぎるんではないか、もう少し延ばすべきだといふうな線を労働政策として出す意欲はあるわけです。

それで、先進国の例いろいろ調査してみると、それは先生のおつしゃつた

ように、六十歳あるいは六十七歳、六十二歳といふふうに各制度がありますが、それは定年制ということではなくして、社会保障を始める年齢なんですね。したがつて、企業レベルにおいて、企業側が日本みたいに定年制を設

いては自然に定年制になつていて、われわれのほうも、労働省としては厚生年金が拡充され、改善されたりが先の議論と通じてくると私は思うので、そういう点は労働省として貸金研究会その他おやりになつてゐるけれども、四年も五年もたつていままだ結論が出ていない。私は、もっとと深くこの問題をえぐつておやりになるかまえを持たれなければ、何年たつても結論が、あつちに遠慮しこつちに遠慮したら、できやせぬのではないかといふ氣がするわけです。そなたあたりの動向を聞きたいのですけれども、鋭意研究中ということですから、これ以上は私は言いません。言いませんけれども、倍増計画で国民にあれだけの計画案を発表しながら、少しテンボがゆるいのじゃないですか。

○政府委員(三治重信君) 少し補足して御説明しますと、われわれが今まで定年制がわが国において五十五歳といふのは若過ぎるんではないか、もう少し延ばすべきだといふうな線を労働政策として出す意欲はあるわけです。

それで、先進国の例いろいろ調査したことでございます。

○藤田藤太郎君 だから、私が言つてゐるのは、テンボがのろいということを言つてある。昔は厚生年金ができたとき

けているところはあまりない。むしろ國が法律や社会制度としてそういう年金制度を設けて、それが各企業においては、厚生年金が拡充され、改善されたりが先の議論と通じてくると私は思うので、そういう点は労働省として貸金研究会その他おやりになつてゐるけれども、四年も五年もたつていままだ結論が出ていない。私は、もっとと深くこの問題をえぐつておやりになるかまえを持たれなければ、何年たつても結論が、あつちに遠慮しこつちに遠慮したら、できやせぬのではないかといふ氣がするわけです。そなたあたりの動向を聞きたいのですけれども、鋭意研究中ということですから、これ以上は私は言いません。言いませんけれども、倍増計画で国民にあれだけの計画案を発表しながら、少しテンボがゆるいのじゃないですか。

○政府委員(三治重信君) 少し補足して御説明しますと、われわれが今まで定年制がわが国において五十五歳といふのは若過ぎるんではないか、もう少し延ばすべきだといふうな線を労働政策として出す意欲はあるわけです。

それで、先進国の例いろいろ調査してみると、それは先生のおつしゃつたように、六十歳あるいは六十七歳、六十二歳といふふうに各制度がありますが、それは定年制といふことではなくして、社会保障を始める年齢なんですね。したがつて、企業レベルにおいて、企業側が日本みたいに定年制を設

けているところはあまりない。むしろ國が法律や社会制度としてそういう年金制度を設けて、それが各企業においては、厚生年金が拡充され、改善されたりが先の議論と通じてくると私は思うので、そういう点は労働省として貸金研究会その他おやりになつてゐるけれども、四年も五年もたつていままだ結論が出ていない。私は、もっとと深くこの問題をえぐつておやりになるかまえを持たれなければ、何年たつても結論が、あつちに遠慮しこつちに遠慮したら、できやせぬのではないかといふ氣がするわけです。そなたあたりの動向を聞きたいのですけれども、鋭意研究中ということですから、これ以上は私は言いません。言いませんけれども、倍増計画で国民にあれだけの計画案を発表しながら、少しテンボがゆるいのじゃないですか。

○政府委員(三治重信君) 少し補足して御説明しますと、われわれが今まで定年制がわが国において五十五歳といふのは若過ぎるんではないか、もう少し延ばすべきだといふうな線を労働政策として出す意欲はあるわけです。

それで、先進国の例いろいろ調査したことでございます。

○藤田藤太郎君 だから、私が言つてゐるのは、テンボがのろいということを言つてある。昔は厚生年金ができたとき

には五十五歳から支給なんですよ。そして共済年金と同じように、同じ姿で年金制度を設けて、それが各企業においては、厚生年金が拡充され、改善されたりが先の議論と通じてくると私は思うので、そういう点は労働省として貸金研究会その他おやりになつてゐるけれども、四年も五年もたつていままだ結論が出ていない。私は、もっとと深くこの問題をえぐつておやりになるかまえを持たれなければ、何年たつても結論が、あつちに遠慮しこつちに遠慮したら、できやせぬのではないかといふ氣がするわけです。そなたあたりの動向を聞きたいのですけれども、鋭意研究中ということですから、これ以上は私は言いません。言いませんけれども、倍増計画で国民にあれだけの計画案を発表しながら、少しテンボがゆるいのじゃないですか。

○政府委員(三治重信君) 少し補足して御説明しますと、われわれが今まで定年制がわが国において五十五歳といふのは若過ぎるんではないか、もう少し延ばすべきだといふうな線を労働政策として出す意欲はあるわけです。

それで、先進国の例いろいろ調査したことでございます。

○藤田藤太郎君 だから、私が言つてゐるのは、テンボがのろいということを言つてある。昔は厚生年金ができたとき

には五十五歳から支給なんですよ。そして共済年金と同じように、同じ姿で年金制度を設けて、それが各企業においては、厚生年金が拡充され、改善されたりが先の議論と通じてくると私は思うので、そういう点は労働省として貸金研究会その他おやりになつてゐるけれども、四年も五年もたつていままだ結論が出ていない。私は、もっとと深くこの問題をえぐつておやりになるかまえを持たれなければ、何年たつても結論が、あつちに遠慮しこつちに遠慮いたら、できやせぬのではないかといふ氣がするわけです。そなたあたりの動向を聞きたいのですけれども、鋭意研究中

○委員長(鈴木強君) 午後一時まで休憩いたします。

午後零時七分休憩

五月二十六日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は二月十八日)

〔休憩後開会に至らなかつた〕

一、社会保障研究所法案
（役員の職務及び権限）
第九条 所長は、研究所を代表し、その業務を總理する。
2 理事は、定款で定めるところに所長を補佐して研究所の業務を掌理し、所長に事故があるときはその職務を代理し、所長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、研究所の業務を監査す

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、所長又は所長を通じて厚生大臣に意見を提出することができます。

社会保障研究所法案

（は衆議院修正の部分）

第五条 所長は、監査する。

〔休憩後開会に至らなかつた〕

五月二十六日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は二月十八日)

〔休憩後開会に至らなかつた〕

○委員長(鈴木強君) 午後一時まで休憩いたします。

午後零時七分休憩

五月二十六日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は二月十八日)

〔休憩後開会に至らなかつた〕

五月二十六日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は二月十八日)

〔休憩後開会に至らなかつた〕

昭和三十九年六月四日印刷

昭和三十九年六月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局